

平成31年3月三種町議会定例会会議録

平成31年3月15日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	5番	児玉信長
6番	清水欣也	7番	加藤彦次郎
8番	後藤栄美子	9番	成田光一
10番	大澤和雄	11番	高橋満
12番	工藤秀明	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

4番	大山善治郎	13番	堺谷直樹
----	-------	-----	------

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝	
総務課	長	石井靖紀	企画政策課長	金子孝	
税務課	長	佐々木恭一	町民生活課長	高橋泉	
福祉課	長	加賀谷司	健康推進課長	金子英人	
農林課	長	寺沢梶人	商工観光交流課長	桜庭勇樹	
建設課	長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明	
琴丘総合支所	長	近藤吉弘	山本総合支所	後藤誠	
会計課	長	佐々木里史	教育課長	鎌田義人	
教育次長		畠山広栄	農業委員会事務局	長	信太清勝

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局	長	平澤仁美	議会事務局補佐	石井透
議会事務局	主査	池内和人		

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 9 号 三種町森林環境基金条例の制定について
- 第 2 議案第 10 号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 11 号 三種町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 12 号 三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 13 号 三種町職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
- 第 6 議案第 14 号 三種町特別会計条例の一部改正について
- 第 7 議案第 15 号 三種町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 16 号 三種町火葬場条例の一部改正について
- 第 9 議案第 17 号 三種町布設工事監督者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部改正について
- 第 10 議案第 18 号 三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 11 議案第 19 号 三種町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 12 議案第 20 号 三種町再生可能エネルギー等導入推進基金条例の廃止について
- 第 13 議案第 21 号 三種町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 14 議案第 22 号 工事請負契約の締結について（山本公民館・山本総合支所建築本体工事）
- 第 15 議案第 23 号 工事請負契約の締結について（山本公民館・山本総合支所電気設備工事）
- 第 16 議案第 24 号 工事請負契約の締結について（山本公民館・山本総合支所機械設備工事）
- 第 17 議案第 25 号 指定管理者の指定の変更について（三種町サンサンパークコテージ）
- 第 18 予算特別委員会の審査報告
- 第 19 議案第 26 号 平成 31 年度三種町公共下水道事業特別会計への繰入について
- 第 20 議案第 27 号 平成 31 年度三種町農業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第 21 議案第 28 号 平成 31 年度三種町温泉事業特別会計への繰入について
- 第 22 議案第 29 号 平成 31 年度三種町一般会計予算について
- 第 23 議案第 30 号 平成 31 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 第 24 議案第 31 号 平成 31 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 25 議案第 32 号 平成 31 年度三種町公共下水道事業特別会計予算について

- 第26 議案第33号 平成31年度三種町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第27 議案第34号 平成31年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について
- 第28 議案第35号 平成31年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について
- 第29 議案第36号 平成31年度三種町温泉事業特別会計予算について
- 第30 議案第37号 平成31年度三種町水道事業会計予算について
- 第31 議案第38号 三種町長寿祝金支給条例の一部改正について
- 第32 議案第39号及び第40号（和解及び損害賠償の額関連議案）の一括上程
- 第33 議案第39号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第34 議案第40号 平成30年度三種町一般会計予算の補正について
- 第35 陳情付託委員会の審査報告
- 第36 陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
- 第37 陳情第2号 消費税の増税中止を求める陳情
- 第38 陳情第3号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書
- 第39 閉会中の継続調査の件

議長 金子芳継は、平成31年3月15日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議 長（金子芳継）

おはようございます。

本日の出席議員数は14名であり、定足数に達しております。

4番、大山善治郎議員、13番、堺谷直樹議員から欠席届が出されております。

これより本日の会議を開きます。

議案審議に入る前に、議会運営委員会が開かれましたので、委員長より報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営（後藤栄美子）

委員長 おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催し、議事日程について協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

皆様のお手元に配付しております議事日程第4号のとおり、既に上程、付託されております議案及び陳情審議のほか、議案第38号から議案第40号までを追加上程することといたしましたので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げまして、報告といたします。

議 長（金子芳継）

議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1. 議案第9号「三種町森林環境基金条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第9号「三種町森林環境基金条例の制定について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第10号「消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。10番、大澤議員。

10番 (大澤和雄)

私から、議案第10号「消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、反対討論を行います。

政府は、平成31年10月1日から消費税を現行の8%から10%に引き上げるとしており、これを受けて、本町でも各種利用料、手数料等を規定する34条例の引き上げ改定を行うとしております。

政府は、中小企業の賃上げ率はこの20年間で最高となり、生産農業所得はこの19年で最も高くなっていると声高に増税の根拠を宣伝しておりますけれども、実質賃金の低下とともに、低所得者ほど負担が重い消費税の増税は住民の暮らしを圧迫し、地域経済を疲弊させるものであります。増税により1世帯6万2,000円の負担増となることは、地域住民の消費の低下により地元商工業者への影響が懸念されるものであります。また、農家にとっては、増税による生産資材の高騰が懸念され、農家経営を圧迫することは必至であります。

そもそも、国内の経済指標を見ても、増税できる経済情勢とはなっておりません。昨年12月に発表された国内総生産は、実質成長率が年率換算で2.5%減という大幅な落ち込みとなっております。また、昨年の実質賃金は382万円で、2012年平均に比べて年収ベースで10万円以上も低下

したままであります。

政府は、消費税増税が経済に与える影響を緩和するためとして、歳出と減税合わせて6兆円規模の対策を決定いたしました。5兆7,000億円の増税をするために6兆円の対策をばらまくというのは本末転倒であり、きつぱり10月からの増税はやめるべきであります。

増税は社会保障制度を支える財源のためとっておりますけれども、2019年度の軍事費、防衛関係費は一般会計の総額が5兆2,574億円となり、7年連続の増額、5年連続で過去最高を更新しました。その一方で、2019年の社会保障費は、自然増分として見込んでいた6,000億円を4,800億円に圧縮する予算となっております。この7年間で圧縮された自然増の総額は1兆7,100億円となっております。

さらに、年金給付の削減や、70歳から74歳の医療費負担の引き上げなど実施したことにより、その影響額の総額は単年度ベースで4兆3,000億円に達しております。さらに、2019年度もマクロ経済スライドによる年金給付の抑制などが行われます。これはさらに2020年度から2024年度の年金額が削減されることとなります。年金生活者の消費税増税分の倍以上の被害となる可能性があると言われております。

本町においては、人口の減少、少子高齢化に歯どめがかからない状況であり、それは同時に生産年齢人口の減少と同時に、年金で生活する高齢者が増加していくことにつながり、消費税増税は低所得者はもちろんのこと、現役世代も年金生活者もますます生活が苦しくなっていくものと思っております。まさに地域経済が疲弊していくものと危惧しております。したがって、消費税増税に伴う公共施設の使用料等については、できるだけ町民負担を回避する道を選択するべきと考えております。

したがって、このたびの消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例に反対をいたします。

以上であります。

議 長 (金子芳継)

ほかに賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第10号「消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は反対とみなします。

議案第10号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (金子芳継)

着席ください。

起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第11号「三種町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第11号「三種町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第12号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第12号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第13号「三種町職員等の旅費に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 1 3 号「三種町職員等の旅費に関する条例等の一部改正について」
を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 1 3 号は原案のとおり可決さ
れました。
日程第 6. 議案第 1 4 号「三種町特別会計条例の一部改正について」を議
題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 1 4 号「三種町特別会計条例の一部改正について」を採決いたしま
す。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 1 4 号は原案のとおり可決さ
れました。
日程第 7. 議案第 1 5 号「三種町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部
改正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第15号「三種町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第16号「三種町火葬場条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第16号「三種町火葬場条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第17号「三種町布設工事監督者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第17号「三種町布設工事監督者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第18号「三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第18号「三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第19号「三種町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第19号「三種町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第20号「三種町再生可能エネルギー等導入推進基金条例の廃止について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第20号「三種町再生可能エネルギー等導入推進基金条例の廃止について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。
日程第13．議案第21号「三種町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第21号「三種町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。
日程第14．議案第22号「工事請負契約の締結について（山本公民館・山本総合支所建築本體工事）」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。6番、清水欣也議員。

6番（清水欣也）

この議案ですけれども、工事の入札について、非常に私は問題があると思っております。それについての質問でございます。
今回の入札は、非常にひどい。余りにもひどい。私も十何年間やっていますけれども、工事の入札を見てきましたけれども、初めての経験であります。いわゆる官製談合防止法に抵触しかねないその問題だと思っております。

新聞にいろいろ報じられておりますけれども、また、ネットでも出ております。それで皆さんごらんになったかわかりませんが、今回の大きな問題は、業者に2回目の通知を出した。その内容が代表者の要件として主たる事業者が能代、山本郡にあるものと、こういう条件を急遽出したわけであり、これについて非常に業者間で今問題になっているわけでございます。この点について質問いたしたいと思っております。

それで、この訂正するという文書を出しましたけれども、この変更の理由がどこにも出てない。業者に不利な条件を与えることになる、その実質、入札を制限することになる、そういう重要な入札条件の変更がどこにも示されていない。そのまま通知されて、業者は非常に今不満に思っているし、不信に思っているんですよ。何が、どこが間違いなのか、なぜ間違いなのかというのがどこにも示されていない。業者への変更通知にも書いてない。それから工事公告にも載っていない。宣伝広告の広告じゃなくて、公に告げる。公告にも載っていない。それから、代表者の要件変更について、指名審査会も開かれていない。5人の指名審査委員がいらっしゃいますけれども、誰一人、通知されたことわからない。後になって初めてわかった。共同企業体実施要綱にもこの定めがない。改正されないまま通知をされている。

それから、教育長のこれ所管で文書がつくられたわけですが、文書の起案者すらその理由を知らされないまま、起案文書を起こしている。したがって、起案文書にもその理由が書かれていない。こういう状態なんですよ。

ちなみに、この訂正の定義を申し上げます。訂正というのは、間違いを直すこと。そして、直す対象には必ず間違いがあること。したがって、間違いがなければ直す必要はない。これが訂正の定義であります。そういうことを頭に入れて私の質問を聞いていただきたいと思います。

非常にこの手続というのは、こう言ってありなのかというぐらいの話じゃないですか。きのう、私、ふるるんのことを驚いたと言いますけれども、ふるるん以上ですよ、これ。余りにもひどい。

通知の根拠がどこにあるかわからない。これがですね公の手続としてあるのかどうか。外に向かって恥ずかしくないですか、これ、町長。我が町の事務処理の仕方として、これでいいとするのかどうか。

それから、その中に事務的ミスというふうに書かれているのかどうかも含めて、こういう書類が我が町の書類として、これはあり得るのかどうか。その辺をこの事務の所管である教育委員会の教育長か、あるいは町長か、どちらかにお尋ねしますので、答弁してください。いいですか、こういうのが公の我が町の書類として、外に向かって通用するのかどうか、そういう質問であります。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに事務的なミスがあったという報告は受けております。（「どこに書いてあるんですか」の声あり）それは、中のほうからお話をいただきまして、報告をいただいております。訂正はすぐ直すべきという私の思いがありましたので、言われたとおりに直したところであります。

6番 （ 清水欣也 ）

私が言ったような、この一連の流れの手続が、これが公の事務として通用するかどうかという質問ですよ。教育長、お願いします。

議 長 （ 金子芳継 ）

教育長。

教 育 長 （ 鎌田義人 ）

お答えします。

手続を踏んだので、私はそれでいいと思っておりました。

6番 （ 清水欣也 ）

だから、どういう手続ですか。

教 育 長 （ 鎌田義人 ）

私のところには、一部、整っていない部分があるので訂正したいということであったので、それで了解したと。

6番 （ 清水欣也 ）

どういうところが整っていないくて、何がミスだということなんでしょうか。

議 長 （ 金子芳継 ）

ちゃんと挙手してください。教育長。

教 育 長 （ 鎌田義人 ）

お答えします。

能代市山本郡に主たる営業所を有する者であることとということを訂正しました。

議 長 （ 金子芳継 ）

6番。

6番 （ 清水欣也 ）

だから、その訂正の理由をお知らせくださいと言っているんですよ。なぜ訂正しなければならないのか、どこが間違いなのか。さっき言ったでしょう。訂正というのは、必ず間違いがあるという前提なんですよ。だから先ほどこれを頭に入れて聞いてくださいと言ってますよね。訂正というからには、間違いがあるんですよ。それがどこが間違いで、なぜ間違いなのかということを知っているんですよ。

議 長 （ 金子芳継 ）

教育長。

教 育 長 （ 鎌田義人 ）

地元業者育成並びに工事がスムーズに進むということを観点にしてであり

ます。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

それが代表者の要件を変える理由ですか。関係ないじゃない、それ。このことについては後でもう一度やります。

それじゃあ、なぜ指名審査委員会を開かなかったのか。町長、あなたは最高トップだから、これに答えてください。なぜ指名審査委員会を開かなかったのか。ちゃんと入札執行取扱要領があるでしょう。なぜ、これを開かなかったのかということを説明してください。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えいたします。

ただいま議員のおっしゃいます審査委員会は、委員長が私となっておりますので、町長のほうから指示はございません。なぜ開かなかったかといいますと、入札の申請手続といいますか、時期に入っていました、15日からもう公告が始まりまして、日にちもたっておりまして、急遽、業者の方にご迷惑がかからないように、この間違いが発見された段階で早急に再度ご通知申し上げて、改めて訂正したものをもって入札の資格要件なるこの審査に向けての書類を出していただきたいと思ひまして、私のほうから私の職権をもちまして教育委員会に変更の通知をするようにと指示をいたしました。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

業者の入札資格を制限するような重要な問題を指名審査会にかけないっておかしいじゃないですか。1回目よりさらに重要な問題ですよ。むしろ1回目よりは2回目のほうが審査会が必要であったんじゃないですか、この重要性からいって。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えいたします。

確かに言われるとそうでございます。しかしながら、そのときですと、まず従たる事業所の規定はいいんですけれども、主たる営業所があるものにつきましては、この付議されている2番のほうの代表者はということで、代表者がどういう方にならなければならないかということで、能代、山本郡に主たる営業所をお持ちの企業でないと、やはり工事の遂行上、代表者としてしっかり責任を持っていただいて建築工事を完成していただければならないという観点から追加したものですので、言うては何ですけれども、この中身

の文言の追加ということでご理解をお願いしたかったために開かなかったということでございます。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

なぜ開かなかったかという理由には全然なっていないじゃない。こういう重大な問題を、1回目よりむしろ2回目のほうが大事なのに、なぜそれをかかなかったかということを知っているんですよ。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

先ほども少し申し上げましたが、告示になりまして、その申請の受け付けまでの日にちが既にたっておりまして、その日にちから、当然、最終的な提出月日は最後のほう、日にちも延ばしてはございますが、いろいろこれからの契約上から資格審査、それから議会に向けた手続などの期間も含め、余り時間もございませんでしたので、そこを省略してしまったということでございます。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

それは今回のこの2回目に出した、なぜこうなったかの理由になりますか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

やはり、先ほど申し上げましたが、企業の代表者となる方を明確にするためにした措置でございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

そういう余裕を持ってやれば図れることだと、逆に言うと。そういう時間的余裕を最初から持ってこれに臨めばできていたという、逆にそういうことになりますよね。どうですか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

おっしゃるとおりでございます。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

ですから、そういう決定的なミスを犯しているということになるわけであり
ます。

それからもう一つ、なぜ要綱を改正しないで通知を出したか。共同企業体
取扱要綱というのがあります。ここに今回の問題の代表者の要件がすばっと
書かれているんですよ。私、読み上げてみます。第9条、特定共同企業体の
代表者は、各構成員のうち、今回の場合2人ですよ、最大施工能力を有し、
出資比率においてもその構成員中、2人中最大である者とする。明確な
代表者の要件が定められているんですよ。これがあるのに、どうして間違い
で直したとか追加したということですか。この要綱にちゃんと定めがあつて、
あるいはそのほかにでもですよ、ちゃんと能代山本郡に主たる事業所を
有する者というものがあつて、あつたのに、それが間違っつけ加えられ
た、つけ加えるのを忘れたと、そういうミスを犯したというのであれば話は
わかりますよ。だけど、もともとそういう規定がないんだよ、どこにも。だ
から間違いが起こる余地がないんですよ。だから、私が言った訂正の定義と
いうことを頭に入れておいてくださいというのがそれだ。間違いを直すこ
と、訂正というのは。直す対象には必ず間違いがあること。これが訂正の定
義なんです。今回の場合は直す対象がないんだ。つまり、後になってつけ加
えることを思いついたということですよ。これが恣意的条件の設定というこ
となんです。これが法律で禁じられているんですよ、官製談合防止法の。入
札を容易にする行為、こういうことでこれは違反だよということになっている。
それを避けるために皆さんが言い逃れをしているんです。町長、どうで
すか。間違いがありましたか。何も間違いがないじゃないですか。どうです
か。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

私のところでは事務的なミスということで来てましたので、そこで間違い
は直すという思いで先ほど答えたとおりであります。清水議員が言うとおりに、
今後は反省しなければいけないと思ってそうおります。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

恣意的条件の設定というのは、この工事の場合、絶対にやってはならない
ことになっているんですよ。今、いい例を申し上げます。厚生労働省の工事
で、1回目、入札公告を出したら、次の日にまた改めて公告を出したんです
よ。それで、これが参議院の予算委員会で問題になりました。これは入札条
件の設定の変更だろうと。我がほうと、今と全く同じですよ。そこで、がん
がん野党に追及されて、その当時の田村厚労大臣が、いいですか、聞いてく
ださいよ、入札の条件の変更は行政体として許されない。そういうことで、
1回目の入札に、その2回目の公告で行われた工事をやり直して、取り消し

て、1回目の条件で入札をやり直したんですよ。これが本来の姿なんですよ。間違ったら行政体としては原状回復する、これが行政のルールの大原則なんですよ。不利益不遡及の大原則って、町長ご存じですか。相手に不利益を与えるような取り決めは前にさかのぼって適用させてはならないという大原則なんですよ。それをあなたたちは今回は破ったんだ。もし必要であれば、この厚労省の新聞がここにありますので、後でごらんになってください。

それから、事務ミスということについてであります。事務ミスだから、役所はこれを責任を償わなければだめなんですよ。私たち、ミスを犯して、2回目の通知出しましたけれども、これは間違いでしたので何とかそのまま通してください、あり得ますか。新聞にこうあった。ミスがあれば正すのが当たり前と言っている。これもひどいじゃないですか。相手の不利益を回復させて、みずからの責任を償うのが行政行為として正すということなんですよ。正すという意味は、皆さんよく覚えてください、相手の不利益を回復させて、みずからの責任を償うこと、これが行政上の行政行為としての正すということなんです。そうするのが行政として当たり前の行為なんですよ。

国保税が間違っただけで余計取るでしょう。そうすると、謝罪をして返すじゃないですか。これが行政行為の基本だということなんですよ。一度決めたことで住民に不利な条件を与えることになる、そういう行為は許されない。これが行政行為の大原則なんです。

事務的ミスということになりました。事務的ミスであれば、なおさら罪の償いをしなければなりません。これ、いずれ大きな問題として発展しますよ。もうネットまで出ていますから。

これはね、町長、今の厚労省と同じようなパターンをとってください。でないと、事務ミスですから、これを免れることはありませんよ、行政として。どうですか。この事務ミスの責任は免れないものである、そういう認識は町長にありますか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

ご指摘のとおり、事務的ミス、そして私の名前で出ている公告でございますので、そこはしっかり反省をしたいと思います。こちらについては、まず今回、議案として上程した以上は皆さんからご理解をいただきたいと、そのようには思っております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

町長ね、傷が大きくなる前に、ここは思い切って一度清算する、そしてこれをやり直す、前の条件で。いいじゃないですか。9業者をかえるわけじゃないんですから、新たな業者を入れてまた物議を醸すわけじゃないんですから。9業者でまたやればいいじゃないですか。そういうことで町の事務ミス

という償いをするということですよ。でないと、また傷が深くなりますよ。今回でおさめたほうがいい。そして、前の業者でまたやってもらえばいいじゃないですか。皆さんは、大変な道を越えちゃった。1回目でよかったじゃないですか。いたずらに入札の実質的に競争が制限されて、住民の利益が失われて、いわゆる当該入札等の公正を害する行為を行った、こういうことに私はなると思いますが、町長、いかがですか。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

ご指摘されたのは十分反省をいたします。ただ、今回の入札に関しては、まず地域の能代山本地区に本社機能を置くという思いのもとで恐らく追加したものかと思われまますので、こちらは町の発注事業として地元の企業がしっかりした施工をしていただくということは大変ありがたいことだと私は思っておりますし、町発注の大きな事業を受注した企業、そして従業員の人方にも町発注の事業で潤う方がいると思っておりますので、何とかご理解をいただければありがたいなと思っております。

議 長 （ 金子芳継 ）

6 番。

6 番 （ 清水欣也 ）

地元企業の優先とか、地元企業に頑張ってもらいたい、それはそのとおりで結構ですよ。ただし、そのことと代表者の要件の変更とは関係ない。もし町長がおっしゃるようなら、さきの1回目の公告でこれらの業者を切ればよかったじゃない。それで通知出せばよかったじゃない。それは基本的な資格をちゃんと与えておいて、代表者の要件でこれを切るということは、これはあり得ますか。まさに恣意的条件の変更なんですよ。法さ当たるんですよ、これ。

それで、地元を優先するために代表者の要件を変える。代表者の要件というのは、そのチーム2業者が施工能力がどうあるか、それから経営能力がどうか、そういうのを求めるための条項であって、営業所がどこにあるかどうか、住所がどこにあるかということじゃないんですよ。本質的に違うんだ。それをあなたたちはへ理屈を使って、そういうような論拠をする。ちゃんと要綱にも書いてあるじゃないか、町の要綱に。それをなぜ変更する。もし、町長がおっしゃるようであれば、それは先に書いて、先に決まりを変更して、変えて、それから通知をする、これが本来の手續なんですよ。何も変えないで、実はもともと間違いの発生する余地がないものを間違いでしたと、だからそれは変えますって、こんな話、これこそ法律に抵触するんですよ。恣意的入札条件の変更ということに当たるんですよ。

私、実は公正取引委員会とこのことで打ち合わせをしております。

議 長 （ 金子芳継 ）

6 番議員、あと持ち時間1分しかありません。

6番 (清水欣也)

じゃあ最後に申し上げます。なぜその委員会にかけなかったか。ある業者が言っているんですよ。今回の入札、9業者の1つの関係者です。いやあ、おかしいと。非常におかしい。けども、指名審査委員会も開いてそう決めたんだべからな、そう思えばまた仕方がないかなと思っていると、こういう話ですよ。これが普通感覚でしょう。みんな業者の人たちは指名審査会という最高決定機関があるというのはみんなわかっているんですから。

議長 (金子芳継)

時間です。質疑は終わりです。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。6番。

6番 (清水欣也)

私は田川政権に失望いたしました、はっきり言って。非常に残念であります。今度こそ、しっかりした政権を期待しながら、微力ながらも政権の誕生に努力してきたわけですよ。まさか早々にこんな醜い入札執行の場面を見せられるとは思いませんでした、町長。今回は余りにひどい。田川さん、あなたもかと、そう思いましたよ。何回これ繰り返されるんですか、こういうことが。町外の人話としてね、一段と三種町の評価が落ちてきたと。残念に思っております。

今回の訂正通知は、恣意的入札条件の変更であります。入札談合を容易にする行為だと指摘されるのを免れるための言い逃れだと、そう考えるしかありません。町長、少し毅然とした姿勢をとってくださいよ。いつまでこういうのを繰り返すんですか。問題がこれから大きくなるのを防ぐためにも、ここは一度清算して、改めて同じ9業者で入札をやり直す、それが今後の我が町のことを考えても最良の選択肢だと思います。

よって、この議案については反対をいたします。

議長 (金子芳継)

ほかに賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第22号、(「14番さんは」の声あり)退席。(「採決に参加しないんですか」の声あり)いないもの。(「この大事な事由に退席していいんですか」「採決のとき退場するってばいいけど、その前は」「採決、今あるでしょう」の声あり)今やります。(「庁内にいたら呼んできて」の声あり)

わかりました。若干、休憩します。ちょっと待ってください。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 再開

議長（金子芳継）

会議を再開いたします。

議案第22号「工事請負契約の締結について（山本公民館・山本総合支所建築本体工事）」を採決いたします。

14番。

14番（安藤賢藏）

この表決を退席いたします。

議長（金子芳継）

わかりました。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は反対とみなします。

議案第22号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金子芳継）

着席ください。

起立多数です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

（「席に戻らないんですか」の声あり）

若干、休憩します。

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

議長（金子芳継）

それでは、会議を再開します。

日程第16、議案第23号「工事請負契約の締結について（山本公民館・山本総合支所電気設備工事）」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第23号「工事請負契約の締結について（山本公民館・山本総合支所電気設備工事）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第16．議案第24号「工事請負契約の締結について（山本公民館・山本総合支所機械設備工事）」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第24号「工事請負契約の締結について（山本公民館・山本総合支所機械設備工事）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時02分 再開

議長（金子芳継）

会議を再開します。

日程第17．議案第25号「指定管理者の指定の変更について（三種町サンサンパークコテージ）」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第25号「指定管理者の指定の変更について（三種町サンサンパークコテージ）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 予算特別委員会より付託議案の審査報告を求めます。予算特別委員長。

予算特別 (高橋 満)

委員長 それでは、私から、予算特別委員会に付託されました平成31年度当初予算関連議案につきまして、3月11日及び12日に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第26号「平成31年度三種町公共下水道事業特別会計への繰入について」から議案第37号「平成31年度三種町水道事業会計予算について」の12件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただし、議案第29号「平成31年度三種町一般会計予算について」及び議案第30号「平成31年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」の2件につきましては、採決の結果、賛成多数でありました。

以上で、委員会審査報告を終わります。

議長 (金子芳継)

日程第19. 議案第26号「平成31年度三種町公共下水道事業特別会計への繰入について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第26号「平成31年度三種町公共下水道事業特別会計への繰入について」を採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20. 議案第27号「平成31年度三種町農業集落排水事業特別会計への繰入について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第27号「平成31年度三種町農業集落排水事業特別会計への繰入について」を採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21. 議案第28号「平成31年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第28号「平成31年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」を採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22. 議案第29号「平成31年度三種町一般会計予算について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。3番、伊藤千作議員。

3番 (伊藤千作)

一般会計予算について、今回の予算は消費税増税絡みであり、本来、一般会計で扱う公共料金は消費税を納入しなくてもよいことになっており、添加しないことで自治体財政に実害がないのにそれを添加しております。我が党は、消費税については暮らしも経済も財政も壊すものであることから、断固反対であり、消費税に頼らずに社会保障を再生、拡充し、財政危機を打開するための提言を行っております。

風力発電については、再生可能エネルギーの活用として一概に悪いとは言わないが、安易に推進する立場に立っており、防風林を切つての設置の推進は地域住民の批判を招く要因にもなっております。地域住民の納得の上での推進を図っていくべきであります。

税金関連でも、税の減免への積極的な取り組みを行っておらない状況であります。

主要事業については、高校卒業まで医療費の無料化や給食費の負担軽減、

住宅リフォームの助成、公共交通再編事業等、大いに評価できるものもありますが、先ほど述べたように消費税増税絡みであり、住民生活に影響を及ぼす予算となっております。

よって、平成31年度予算には反対であります。

以上です。

議長（金子芳継）

ほかに賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第29号「平成31年度三種町一般会計予算について」を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は反対とみなします。

議案第29号について、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金子芳継）

座ってください。

起立多数です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23．議案第30号「平成31年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」を議題といたします。

これより討論を行います。3番、伊藤千作議員。

3番（伊藤千作）

平成31年度国民健康保険特別会計予算について、国保加入者は所得が余り多くない方々であり、その負担軽減を考えていくべきであります。高過ぎる保険料のため、払いたくても払えない人々からは保険証の取り上げを行い、資格証明書の発行は県全体でも高い割合となっております。減免制度も不十分なまま推移してきております。

これまで税の負担軽減のため、一般会計からの繰り入れを行ってきました。その割合は県内で一、二を争うくらい高い率でありました。その努力は大いに評価したいと思います。今後も税の負担軽減に向け、一般会計からの繰り入れを含め、対応、対策を強化して行ってほしいと思います。

国民健康保険法第1条で定めている社会保障及び国民保険の向上に寄与する方向に向けて国保事業を運営していくべきだと思います。滞納処分の執行停止を含めて、そう思いますが、残念ながらそうなっているとは思われません。

よって、平成31年度国保特別会計予算には反対であります。

以上です。

議 長（金子芳継）

ほかに賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第30号「平成31年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は反対とみなします。

議案第30号について、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（金子芳継）

着席してください。

起立多数です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第24．議案第31号「平成31年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第31号「平成31年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について」を採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第25．議案第32号「平成31年度三種町公共下水道事業特別会計予算について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第32号「平成31年度三種町公共下水道事業特別会計予算について」を採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第26. 議案第33号「平成31年度三種町農業集落排水事業特別会計予算について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第33号「平成31年度三種町農業集落排水事業特別会計予算について」を採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27. 議案第34号「平成31年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第34号「平成31年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第28. 議案第35号「平成31年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第35号「平成31年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり

可決されました。

日程第29. 議案第36号「平成31年度三種町温泉事業特別会計予算について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第36号「平成31年度三種町温泉事業特別会計予算について」を採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第30. 議案第37号「平成31年度三種町水道事業会計予算について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第37号「平成31年度三種町水道事業会計予算について」を採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第31. 議案第38号「三種町長寿祝金支給条例の一部改正について」を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、議案第38号「三種町長寿祝金支給条例の一部改正について」ご説明いたします。

本条例案につきましては、満100歳の方に贈られる長寿祝金について、支給金額の改正を行うものであります。

医療・福祉の伸展により長寿化が進む中、今後、長寿祝金の支給対象者も増加していくと見込まれています。限られた財源の中で今後も長寿祝金を継続していくため、管内市町村と均衡を図りながら、支給金額を現行の30万円から10万円に引き下げ、本年4月1日以降の対象者に適用するものであります。

議案第38号についての説明は以上であります。よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（金子芳継）

町長の提案理由の説明を終わります。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第38号「三種町長寿祝金支給条例の一部改正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。
日程第32. 議案第39号及び議案第40号（和解及び損害賠償の額関連議案）の上程を行います。
町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（田川政幸）

それでは、議案第39号及び議案第40号を一括してご説明申し上げます。
初めに、議案第39号「和解及び損害賠償の額の決定について」につきましては、去る2月8日、三種町鹿渡字二本柳地内の国道7号で発生した公用車事故におきまして、相手方の車両に与えた損害の額が確定したことから、相手方と和解し、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、本件は、さきの報告第1号でご説明しております公用車事故におきまして、当該相手方の後続車両にも接触し、損害を与えておりましたことから、その賠償を行うものであります。

事故の相手方は、議案記載のとおり能代市内の法人で、町は同社に対し、車両に生じた損害211万5,512円の全額を賠償し、当事者双方、今後本件に関し、一切異議申し立て、請求を行わないこととして和解するものであります。

次に、議案第40号「平成30年度三種町一般会計予算の補正について」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ211万6,000円を追加し、総額を101億1,551万6,000円とするも

のであります。

内容としましては、公用車事故により相手方の車両に与えた損害の賠償及び公用車単独事故による車両修理等に伴い、所要の額の補正を行うものであります。

初めに、歳出であります。諸支出金の諸費におきまして、公用車事故に係る損害賠償金211万6,000円を計上したほか、庁用車管理費及び農業総務費におきまして、公用車事故に係る自動車共済金の充当に伴い、財源更正を行っております。

次に、歳入であります。諸収入の雑入におきまして、公用車事故による損害賠償金及び公用車単独事故による車両修理代として、一般社団法人自治協会から給付される自動車共済金278万円を計上し、収支調整として財政調整基金繰入金66万4,000円を減額計上しております。

議案第39号及び議案第40号についての説明は以上であります。よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (金子芳継)

町長の提案理由の説明を終わります。

日程第33. 議案第39号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。10番、大澤議員。

10番 (大澤和雄)

今、町長から事故の損害賠償について説明がありましたけれども、事故の状況のところに、対向車線をはみ出して、対向車線を走行してきた車両に接触、その後、後続の相手方従業員が運転する車両の助手席前方部に接触して破損させたとありますけれども、そうすると、接触したのと大型ダンプと2台つまり損害賠償したんですか。これ、どういう状況なのか、ちょっと詳しく。大型ダンプが181万5,000円もかかるということで、大変な被害だったとは思いますが、これに対して軽乗用車がぶつかったとなると、軽乗用車のほうはそうすると廃車に近い状況になったのか、本人はけがはなかったのか、その辺ちょっと詳しく教えていただきたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。事故の状況のほうについては、商工観光交流課のほうでお答えしたいと思います。

事故につきましては、2月8日の午前9時半ごろでございましたが、当日は大変冷え込んでおりまして、路面もアイスバーン状態ということでございました。それで、国道7号を秋田市方向に向かって進行してございましたが、そこでスリップいたしまして制御不能となりまして、対向車線に進入してしまつたと。そこで最初に乗用車の後部バンパーのほうに接触いたしまして、

その後、乗用車の後続から来たこの大型ダンプにまた接触したという状況でございます。幸いにして物損事故のみで、人身に被害はなかったということで、そこら辺はよかったなと思っております。

事故の状況については以上でございます。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

私のほうから、損害賠償の内容についてご説明いたします。

211万5,512円の内訳でございますけれども、バンパー、ドア、ライト、エアコン等の損傷がありまして、部品代が118万6,490円、修理代が49万4,540円、消費税含めまして181万5,512円となっております。また、大型車両でありますので、休車補償の分がありまして、1トン当たり2,000円かかるということで、2月8日から25日、修繕が終わったのは25日でございます。その間、日曜日を除く15日間、1日2万円ということで、30万円が補償額で積算されております。先週、3月8日に内容について和解が調ったということでございます。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

そうすると、最初に走行してきた車両に接触したという、この乗用車については別に損害賠償はなかったんですか。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答え申し上げます。

報告第1号で5万5,718円損害賠償しておりますが、損害賠償を早くしなければならぬ関係で、この分については予備費で支払っております。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

概要はわかりました。これだけの事故が大型ダンプにぶつかって180万もかかるぐらいだと、軽乗用車を運転している方はどうなったのかなとかなり心配もしたんですけれども、人身事故には至らなかったということですが、いずれ冬期間ということで凍結もありますし、十分安全運転に気をつけて運転して勤務に携わっていただきたいと思っております。終わります。

議長（金子芳継）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第39号「和解及び損害賠償の額の決定について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第34. 議案第40号「平成30年度三種町一般会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第40号「平成30年度三種町一般会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第35. 陳情付託委員会より付託陳情の審査報告を求めます。

総務常任委員長より報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任 (工藤秀明)

委員長 総務常任委員会に付託されました陳情1件につきましては、3月5日に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

陳情第2号「消費税の増税中止を求める陳情」につきましては、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定いたしました。

なお、関係行政庁に提出する意見書につきましては、報告書に送付のとおりです。

以上で、陳情審査報告を終わります。

議長 (金子芳継)

総務常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。
次に、教育民生常任委員長より報告を求めます。教育民生常任委員長。

教育民生 常任委員長 (平賀 真)

教育民生常任委員会に付託されました陳情1件につきましては、3月5日に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

陳情第3号「幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書」につきましては、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定いたしました。

なお、国会または関係行政庁に提出する意見書につきましては、報告書に添付のとおりであります。

以上で、陳情審査報告を終わります。

議長 (金子芳継)

教育民生常任委員長の報告を終わります。
ただいまの報告に質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。
次に、産業建設常任委員長より報告を求めます。

産業建設 常任委員長 (高橋 満)

それでは、お手元にお配りしております陳情審査報告書を説明いたします。

この陳情につきましては、3月5日に審査を行いましたので、そのご報告をいたします。

陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情」につきましては、願意等妥当であると判断いたしました。よって、採択すべきものと決定しております。

なお、関係行政庁に提出する意見書等につきましては、報告書の添付のとおりでございます。

以上、陳情報告を終わります。

議長 (金子芳継)

産業建設常任委員長の報告を終わります。
ただいまの報告について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

日程第36. 陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情」を議題といたします。

本件の委員長報告は採択であります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第1号を採決いたします。

陳情第1号を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択といたします。

なお、意見書については報告書に添付のとおりといたします。

日程第37. 陳情第2号「消費税の増税中止を求める陳情」を議題といたします。

本件の委員長報告は採択であります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第2号を採決いたします。

陳情第2号を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択といたします。

なお、意見書については報告書に添付のとおりといたします。

日程第38. 陳情第3号「幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書」を議題といたします。

本件の委員長報告は採択であります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第3号を採決いたします。

陳情第3号を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択といたします。

なお、意見書については報告書に添付のとおりといたします。

日程第39. 閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長及び広報広聴常任委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、平成31年3月三種町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

午前11時42分 閉会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長 金 子 芳 継

三種町議会議員 堺 谷 直 樹

三種町議会議員 安 藤 賢 藏

三種町議会議員 小 澤 高 道